

# 官民データの活用に係る政府の取組について

－ 個人の関与の下でのデータの流通・活用 －



平成29年5月19日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

内閣参事官 山路 栄作

---

# I. 官民データ活用推進基本法について

# 1. データ流通・活用に関する技術及び社会の動向

有線及び無線のブロードバンドネットワークの整備、スマートフォンやIoT機器（センサー等）の普及、クラウド利用の進展、AIの進化等により、個人の行動履歴を含めた多種多様かつ大量のデータを効率的かつ効果的に収集・共有・分析・活用できるインフラ・技術環境が実現している。

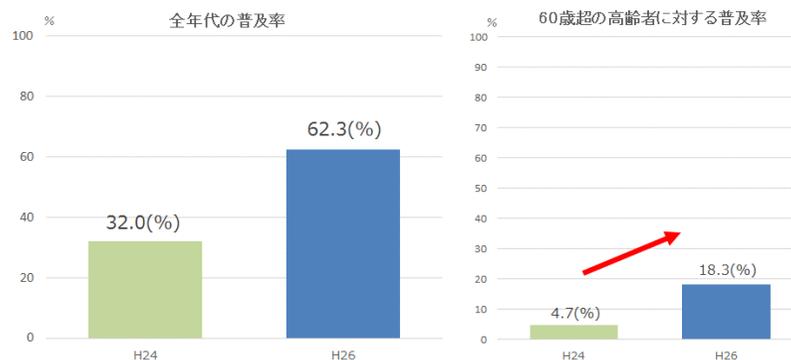
## 【固定系ブロードバンドサービス※の契約数の推移】

※FTTH、DSL、CATVインターネット及びFWAの合計。



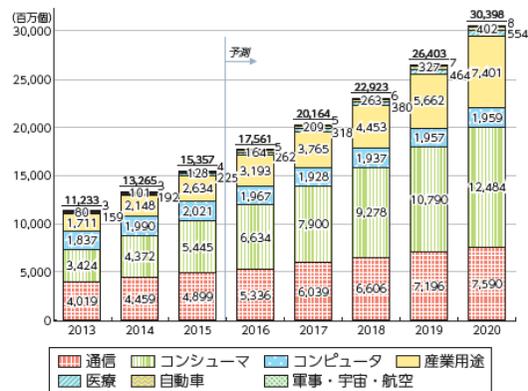
出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第4四半期（3月末））」

## 【スマートフォン普及率】



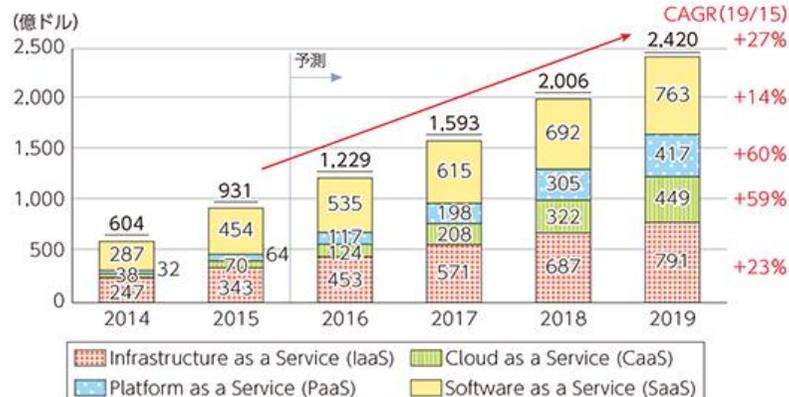
出典：平成26年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書（総務省：平成26年11月調査、サンプル1,500人）から起票及び加工。

## 【世界のIoT デバイス数の推移及び予測】



出典：総務省「平成28年版情報通信白書のポイント」

## 【世界のクラウドサービス市場の売上高推移】



出典：IHS Technology（総務省「平成28年版情報通信白書のポイント」より）

## 2. データ流通・活用に関する法制度全体像

### 超少子高齢社会における諸課題の解決

データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出  
データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革

#### サイバーセキュリティ基本法

データ流通における  
**サイバーセキュリティ強化**  
(平成26年制定)

①

**データ流通の拡大**  
AI、IoT関連技術の開発・  
活用促進

②

#### 個人情報保護法

パーソナルデータを安全  
に流通させるため、**個人  
情報を匿名加工情報に加工し、安全な形で自由に  
利活用可能とする制度創設**  
(平成27年改正)

原則ITによる効率化等

③

生成、流通、共有、活用される  
データ量の飛躍的拡大

**官民データ活用推進基本法**  
(平成28年制定)

# 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

## 第1章 総則

◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）

※1 電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。

### ◆ 基本理念

①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）

②**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）

③**官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）

④官民データ活用の推進に当たって、

・**安全性及び信頼性**の確保、国民の**権利利益**、**国の安全**等が害されないようにすること（3条4項）

・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**（3条5項）

・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**（3条6項）

・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**（3条7項）

・**AI、IoT、クラウド**等の先端技術の活用（3条8項）

◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務**（4条～6条）

◆ **法制上の措置等**（7条）

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）

◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）

◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

## 第3章 基本的施策

◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）

◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）

◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）

◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）

◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）

◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）

◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）

◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）

◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）

◆ 地方公共団体への協力（27条）

## 附則

◆ 施行期日は公布日（附則1項）

◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

### 3. 総則：「官民データ」の定義

- この法律で「官民データ」とは、電子データであって、国や地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者により、その事務・事業の遂行に当たり、管理・利用・提供されるものをいいます。

※国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除きます。

#### 国、地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者



国



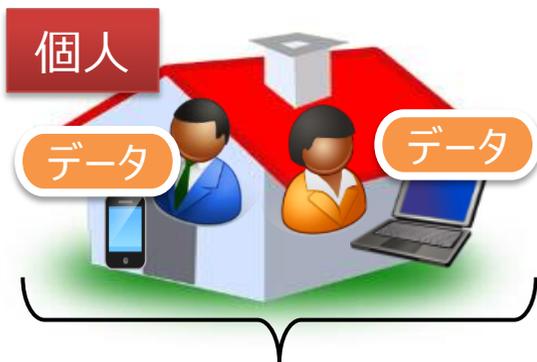
地方公共団体



独立行政法人



事業者



官民データではありません

官民データ



国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除くほか、個人が管理する機器（スマートフォンやパソコンなど）にのみ保存されている電子データは官民データの対象外です。

## 4. 総則：基本理念

- 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
- 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（EBPM：根拠に基づく政策立案）
- 官民データ活用の推進に当たって、
  - ・ 安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
  - ・ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での 情報通信技術の更なる活用
  - ・ 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための 基盤整備
  - ・ 多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の 基盤整備
  - ・ AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

## 5. 基本的施策

- (1) 手続における情報通信の技術の利用等について（オンライン原則）
- (2) 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）
- (3) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（いわゆる情報銀行、データ取引市場）
- (4) 多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（システム改革、BPR、標準化、サービスプラットフォーム）
- (5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）
- (6) マイナンバーカードの普及・活用計画、研究開発の推進、人材育成、普及啓発 等
- (7) 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保 等

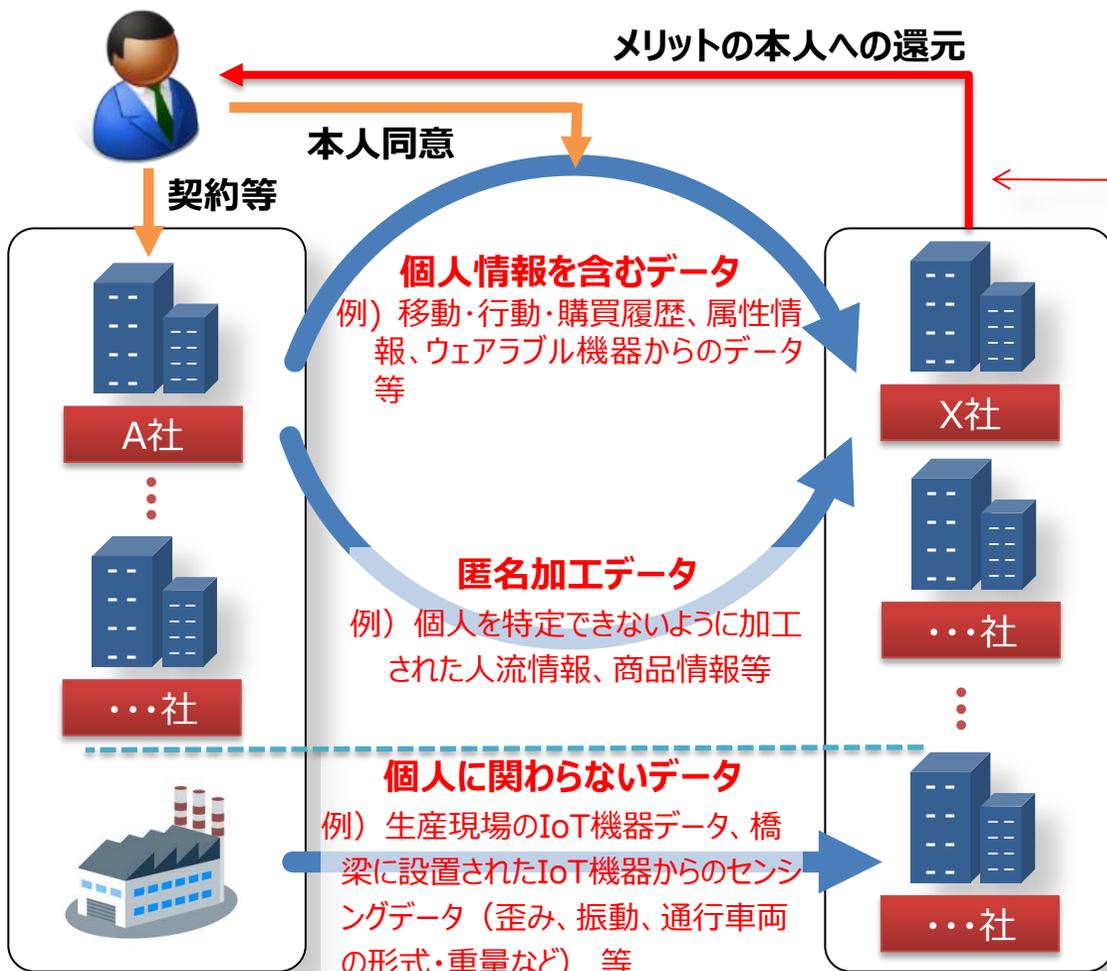
現在「官民データ活用推進基本計画」の策定に向け検討中

---

## Ⅱ．個人の関与の下でのデータの流通・活用 (官民データ法第12条)

# 1. データ流通環境整備の必要性

データは「個人情報を含むデータ（以下、「パーソナルデータ」という）」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務。



## 個人情報を含むデータの業種・業界を越えた流通により実現する便益（想定）

- 観光分野
  - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
  - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック分野
  - 金融市場の活性化
  - 資産の一元管理、最適な資産運用
- 医療・介護・ヘルスケア分野
  - 健康寿命の延伸、医療費の適正化
  - 健康意識の向上、行動変容による健康増進
- 人材分野
  - 個人の適切な能力評価、最適な人材活用
- 農業分野
  - 高度な生育管理、戦略的な農産物生産・出荷
  - ノウハウの継承、戦略的農業経営の展開
- 防災減災分野
  - 的確な被災者把握
  - 実態を踏まえた支援物資搬送やインフラ復旧計画策定
- 交通分野
  - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
  - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

※ 個人に関わらないデータであっても他のデータと組み合わせることによって、個人の特定につながる可能性があることに留意が必要

## 2. データ流通・活用に向けた課題

### <国民・消費者の視点>

#### 自らのデータを把握・制御できない不安

国民・消費者は、自らのデータがどのように事業者間で共有・活用されているのかを把握・制御できておらず、不安を抱えているのではないか。

#### 便益が実感できない恐れがあることに対する不満や不公平感

国民・消費者は、活用の内容について十分な説明がなされない、または自らのデータが活用される便益を理解・実感等できていないため、事業者によるデータ活用について不満や不公平感を抱き、第三者提供に関する同意に躊躇しているのではないか。

#### データ互換性等の技術的課題

各個人に関するデータが互換性のないまま様々な事業者によって管理されているため、本人が希望する場合であっても長期にわたるデータを名寄せ蓄積してディープデータとして活用することができず、安全・安心かつ高度なパーソナライズド・サービスの実現にも限界があるのではないか。

### <事業者の視点>

#### データ活用への躊躇

プライバシー保護に関し国民・消費者が抱く漠然とした不安や、レピュテーションリスク（風評リスク）、データの流通・活用による便益に対する国民・消費者の理解が得られていないこと等を背景に、企業や業界を越えたデータの流通・活用を躊躇し、単一事業者でデータを囲い込む状況。

#### 取り組み・進展はこれから

一部事業者は、パーソナルデータを適切に保護しつつ、データの活用に積極的に取り組んでいるが、企業や業界を越えたパーソナルデータの幅広い活用が十分進展しているとは言い難い状況。

#### API開放・互換性確保等の技術的課題

多様な事業者が保有するデータの円滑な活用を実現する上で、データ互換性確保、API開放、データポータビリティの実現等が課題となっている。

### <セキュリティの視点>

#### エコシステム全体でのセキュリティ課題

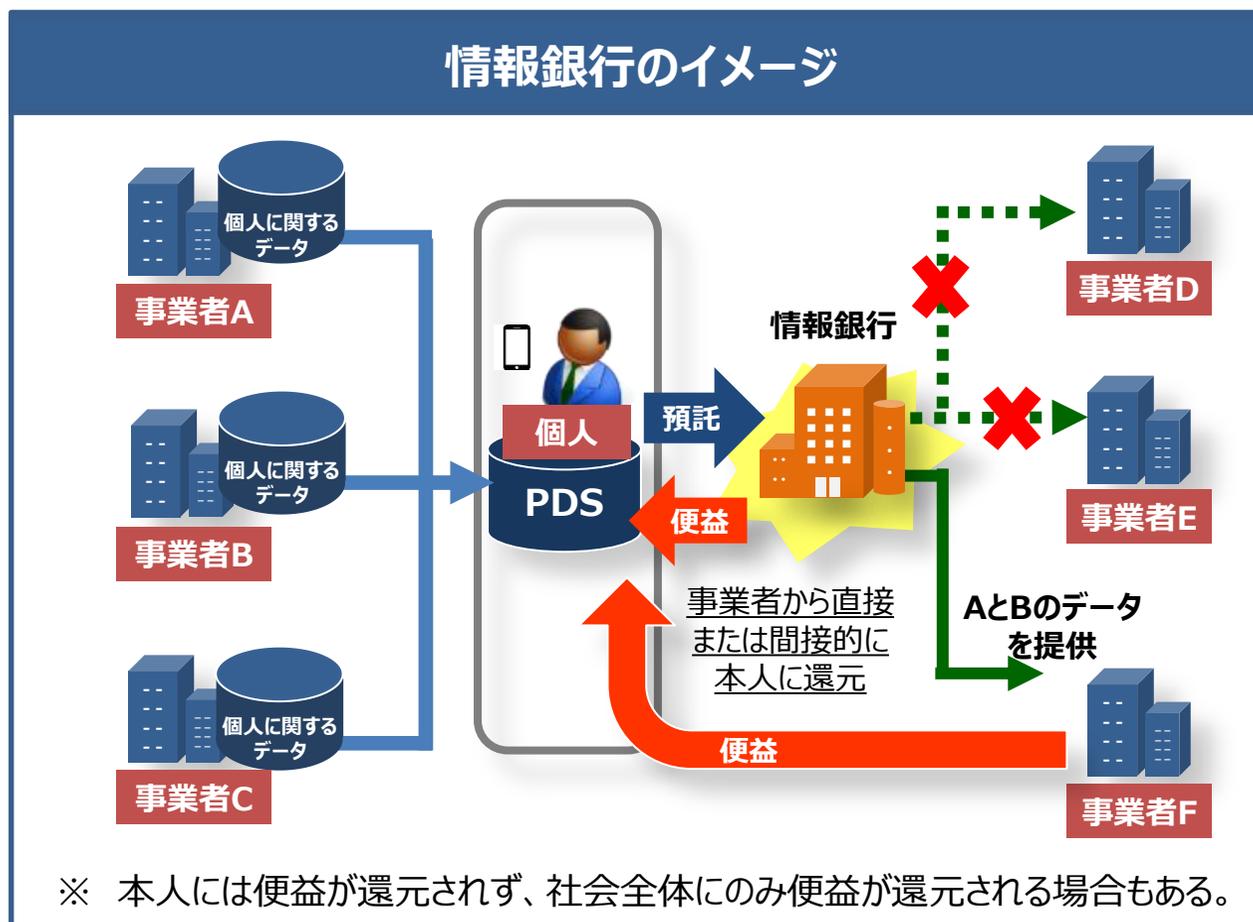
様々な機器やシステムがネットワークに接続されるようになってきているが、パーソナルデータを含め多様なデータの流通・活用を進めるためには、データ流通のエコシステム全体におけるセキュリティ確保がより重要となっている。

パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（PDS、情報銀行、データ取引市場）が有効



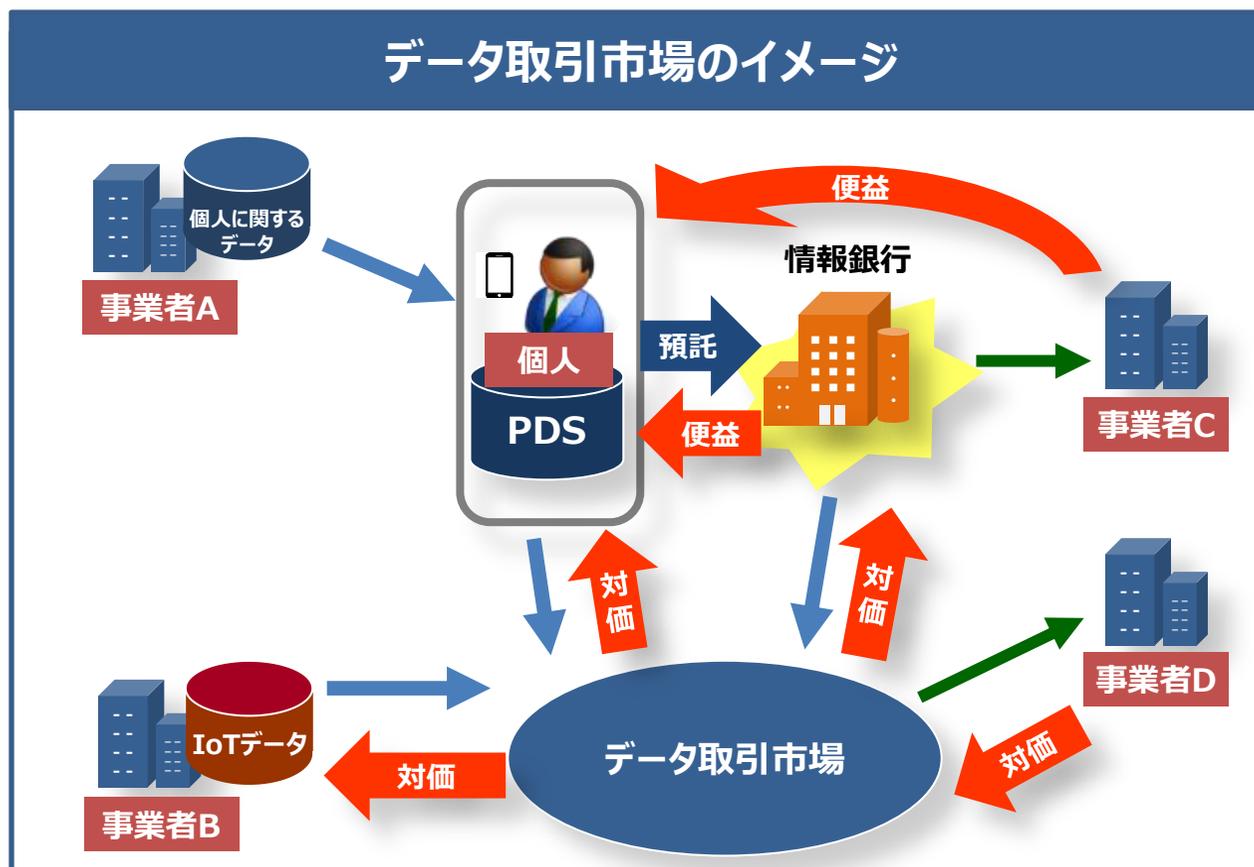
### 3. データの流通・活用を促す仕組み (2) 情報銀行

情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業。



### 3. データの流通・活用を促す仕組み (3) データ取引市場

データ取引市場とは、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。



※ データ取引市場におけるデータ提供主体としては、事業者、個人、情報銀行が想定される。

## 4. PDS、情報銀行の意義、及び個人情報保護法との関係

	PDS	情報銀行
意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本人に由来（起源）するデータを自らの意志で本人もしくは指定する者に集約し、第三者へのデータの提供について自らが個別に判断・制御（自己情報コントロール）できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自らが示した一定の範囲内で第三者へデータ提供できるよう信頼できる者に委託することで、自ら個別に判断する必要なく、データ活用の便益を享受できる。</li> <li>✓ 信頼に足る情報銀行が関与することで、以下の理由からデータの流通・活用が進むと期待される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人へデータを戻しやすくなる</li> <li>• 個人にとって第三者へのデータ提供の障壁が低くなる</li> </ul> </li> </ul>
個人情報保護法との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人が自らのデータの第三者への提供に係る制御を行うPDSの場合は、本人同意に基づく第三者提供と整理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自らの指示又は予め指定した条件の範囲で情報銀行が個別の第三者提供を行うことに本人が同意している場合には、本人同意に基づく第三者提供と整理することができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第三者提供に係る有効な本人同意を確保する観点から、以下の措置を講ずることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• パーソナルデータの第三者提供の条件等についてあらかじめ分かりやすく明確に説明する。</li> <li>• 第三者提供の状況について定期的に本人に報告・対話するなど本人の意向の把握・確認・反映に努める。</li> <li>• 本人が希望する場合には第三者提供を停止する。</li> </ul> </li> </ul>	

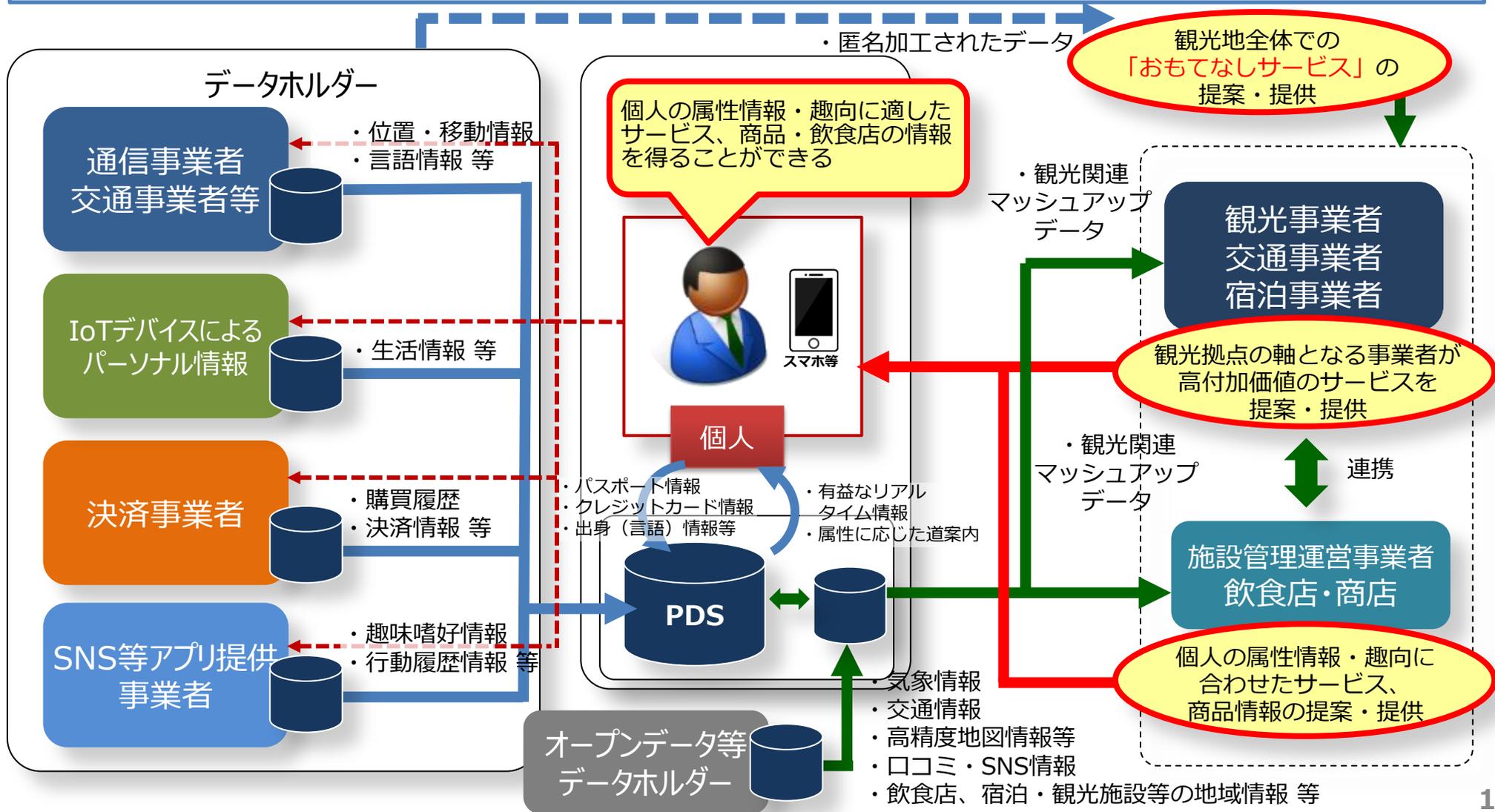
## 5. ユースケース

### PDS等を通じた流通活用のユースケース提示の目的

- ◆ 企業や業界を超えたデータの流通・活用を促進するためには、データ活用による便益を個人及び社会全体が享受できるユースケースを、国民・消費者が理解しやすいような形で示すことが重要との考えに立ち、6分野のユースケースを整理した。
- ◆ なお、ユースケースごとに扱うデータの機微性、利用形態（常時か一時的か）、関係主体の広がり等が異なる。
- ◆ したがって、ユースケースの実現に向けて政府や消費者を含めた多様な関係者が参画した実証実験等に取り組む際には、本中間とりまとめで示した推奨指針（別紙）等を踏まえ、データの流通・活用が実現していないことで現に生じている各分野の問題やPDS等の実装に関する課題の解決を図るとともに、データ流通・活用によるメリットを国民・消費者が実感できるように努めることが必要である。

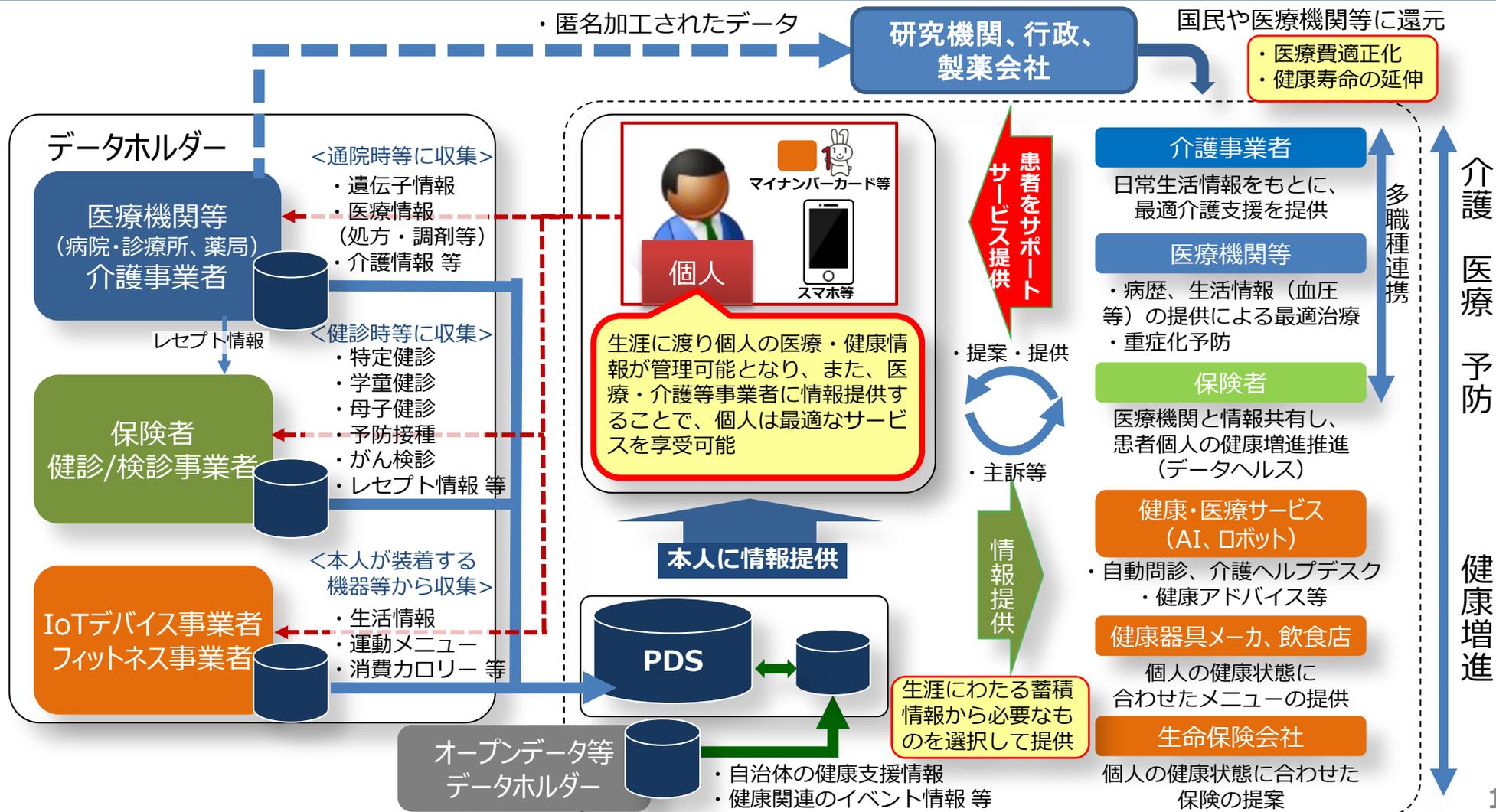
## 5. ユースケース ①観光分野

個人が自身に関する位置情報や生活情報、趣味嗜好情報等を収集・登録し、サービスに応じて必要な情報を提供することで、観光拠点の軸となる事業者が付加価値の高い観光案内を個人に提供可能となる。また、観光拠点における各サービス事業者等と連携することで、観光地全体での「おもてなしサービス」の実現が期待される。



## 5. ユースケース ② 医療・介護・ヘルスケア分野（全体像）

個人が自身に関する健診情報や生活情報等を収集することで、生涯に渡って医療・健康情報を管理できるようになる。また、各種情報を流通させることで、他の医療機関や事業者は個人の健康状態や生活環境に適した、診療や健康増進サービスの提供、保険サービス等を提案・提供することが可能になり、「重複検査・投薬の抑制」、「医療費の適正化」、「社会全体の健康寿命の延伸」の実現が期待される。



## 6. 提言のポイント

- ◆ PDS、情報銀行、データ取引市場ともに、現時点では構想・実証段階のものを含め、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等の連携により、その社会実装に向けて積極的に取り組みを推進する必要がある。
- ◆ このような状況を踏まえると、実証の結果等を見ながら、実態にあわせて、分野横断的なデータ流通・活用を促進するための法制度整備を検討していくことが必要である。
- ◆ 一方で、国民・消費者の信頼を得ながらデータを流通・活用するビジネスが発展していくためには、現時点では、関係者による取り組みの参考となるよう、分野横断的かつ基本的な課題、推奨ルール等を提示することが有効と考えられる。
- ◆ これらを参考として、政府や消費者を含めた多様な関係者が参画した実証実験や具体的なビジネスの取り組みが各分野で進められるとともに、自主ガイドラインを含めたルール作りについての議論が深まることで、国民・消費者の信頼・理解が得られていくことが期待される。
- ◆ 本WGとしては、このようなマルチステークホルダープロセスによる実証実験等の取り組みを踏まえつつ、現実に即して、必要な支援策、制度整備や見直しについて検討を継続していくことが適当である。

## 7. 政府における今後の取り組み

PDS、情報銀行、データ取引市場が信頼される社会基盤として機能を果たし、分野横断的なデータの流通・活用が早期に実現するよう、政府は、官民が連携した実証実験の実施等を通じ、本中間とりまとめに示された課題の解決に努めるべきである。

具体的には、情報銀行等の実装に向けて、以下の事項に取り組むべきである。

- (1) 各分野における官民の関係者によるデータの標準化・互換性確保を支援するとともに、データの利用権限に関するガイドラインの策定等を通じ、データの円滑な流通を図る。  
特に、医療・介護・ヘルスケア分野におけるデータ流通・活用を促す観点から、医療データを含む多様なデータの本人への提供の在り方について検討する。
- (2) 一元的な事前相談窓口をIT総合戦略室に設置するなど、関係省庁等と連携して、分野横断的なデータの流通・活用の実現に向けて施策間の整合性の確保を図る。
- (3) 苦情・紛争処理を含む事後対応の仕組みについて、ビジネスの発展動向を踏まえつつ、金融ADRを参考に引き続き検討する。
- (4) トレーサビリティ、データポータビリティ、データ削除の確保の在り方について、事業者による自主的取り組みや諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き検討する。
- (5) 公的調達によるシステム開発のうち有益なものについては、データポータビリティへの対応を推奨する。PDSや情報銀行とマイナポータルとの連携について検討する。
- (6) 情報銀行等に関する国民・消費者の理解を深めるため、関係者と連携して普及・啓発・教育等を推進する。
- (7) 国及び地方公共団体によるオープンデータに率先して取り組む。

## 8. 推奨指針

---

### **PDS、情報銀行、データ取引市場の事業を営む者等が取り組むことが望ましい事項**

消費者の信頼を得つつ、円滑なデータ流通・活用を実現するためには、PDS、情報銀行、データ取引市場の事業を営む者（以下「情報銀行等」という）や、PDSの仕組みを活用した実証実験等を実施する者は、以下のような事項に取り組むことが望ましいと考えられる。

#### **(1) セキュリティ**

最新の技術動向、インシデント発生状況、取り扱うデータの重要性やリスク等を踏まえ、本人認証、通信や保存データの暗号化、バックアップ措置等の十分な対策を講ずること。

また、消費者の安心感を高めるため、データの漏えいに対する備え、データ提供先のセキュリティレベルの把握状況等を消費者に分かりやすく示すこと。

#### **(2) データの標準化、互換性の確保、データに関する権限の扱い**

各分野で関係者が連携して技術進歩やサービス提供形態の進展等に柔軟に対応できるような仕組み作りに努めること。利用規約等において、データの活用等に関する消費者、情報銀行等及びデータ提供先の権限や義務を予め明示すること。

#### **(3) 苦情・紛争処理手段**

個人情報を含めた多様なデータの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理及びそのための体制の整備に努めること。その際、消費者の信頼を高めるため、データ提供先に対する苦情についても第一次窓口として受けることを検討すること。

## 8. 推奨指針

---

### (4) データ流通・活用に関する透明性の確保

サービス利用規約等において提供先、活用目的等を明示するなど、メリット等を消費者が理解した上でデータ流通・活用に同意できるような分かり易い仕組み・説明とインターフェースの整備に努めること。

### (5) トレーサビリティ、データポータビリティ、データ削除の確保

消費者が、自らのデータがどの事業者提供され、どのように活用されているかを確認でき、希望する場合には、利用を停止したり、データを他の事業者に移転したり、データを削除したりできる仕組みの提供に努めること。

### (6) 適正な業務遂行の確保

適正な業務遂行を消費者に対して保証するような仕組み（基準とそれに基づく第三者認証等）の整備について、関係者で検討を進めること。

### (7) 国民が自らのデータを管理することについての普及・啓発・教育

自らのデータを管理することの重要性や責任、活用によるメリット等について国民・消費者の理解が深まるよう、マルチステークホルダーによる取り組みを推進すること。

### (8) 流通するデータの正確性、質の高いデータを流通させる必要性

データ取引市場においては、取引されるデータの質・信頼性の確保に努めること。